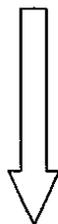


財務報告に係る内部統制の充実に向けた取組み

◎昨年秋以降・・・

ディスクロージャー
をめぐり不適正事例

ディスクロージャーの信頼性を確保する
ための内部統制が有効に機能してい
なかったのではないか。



内部統制の充実の必要性

米国では、企業改革法(サーベインズ=オクスリー法)により、財務報告に係る内部統制について、経営者による評価と公認会計士による監査を義務づけ。
英国、フランス、カナダ、韓国等でも同様の制度が導入又は導入の過程。

◎我が国のこれまでの取組み

16年3月期から
経営者確認制度(任意)
(二百数十社が確認書提出)

経営者が有価証券報告書の記載内容の適正性を確認。
その中で、財務報告に係る内部統制システムが有効に機能しているかを確認。

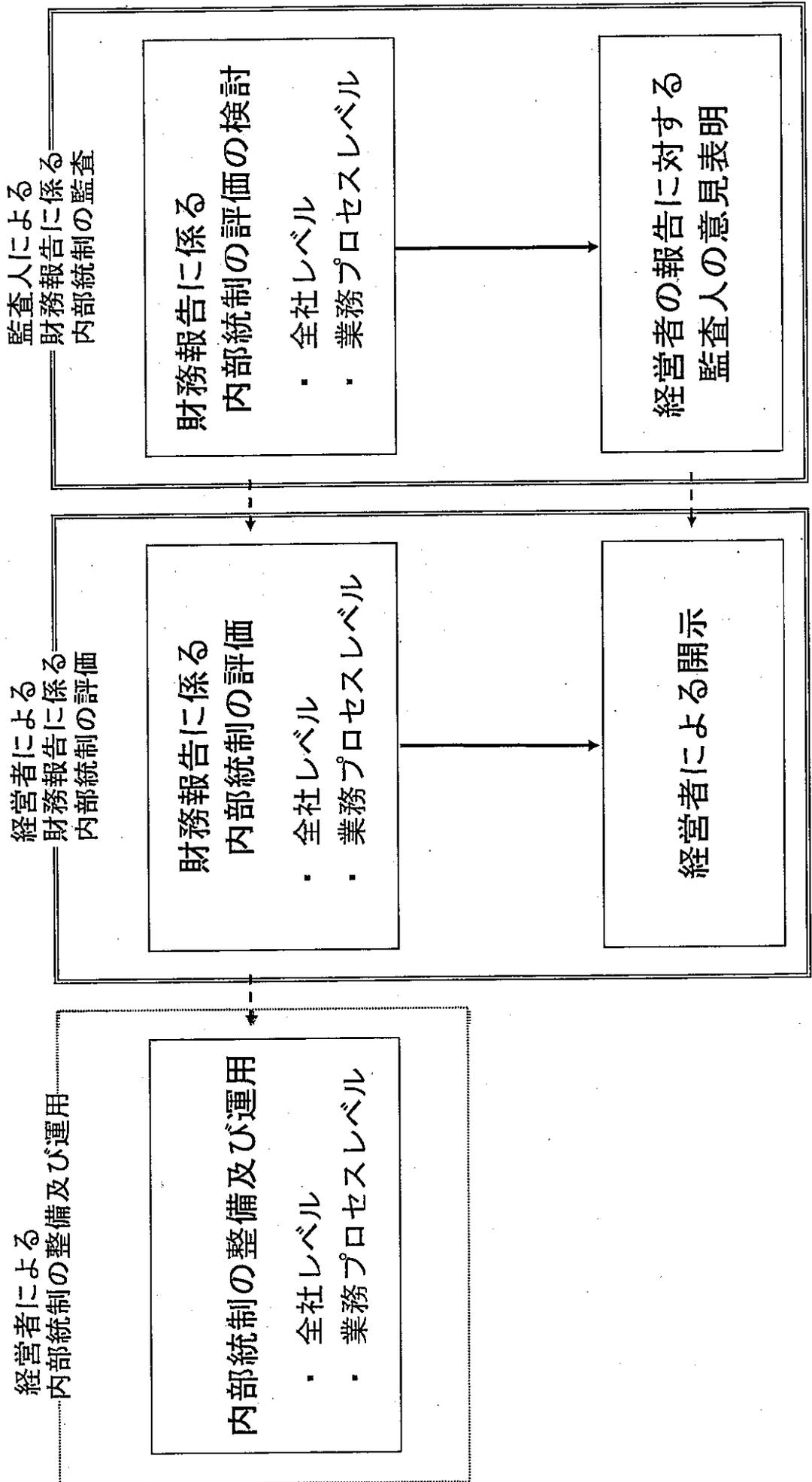
◎企業会計審議会内部統制部会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」(公開草案)の公表(17年7月13日)

⇒ ○経営者確認書制度(任意)の一層の活用を促進

○財務報告に係る内部統制の経営者による評価及び公認会計士による監査の義務化のあり方の検討に際して、議論のベースを提供

(注)公開草案については、8月末を期限として、広く一般から意見を募集

財務報告に係る内部統制の評価及び監査の流れ



評価・監査のコスト負担が過大とならないための方策

先行して制度が導入された米国における状況等を検証し・・・

1. トップダウン型のリスク・アプローチ

全社的な内部統制の評価を踏まえて、重大な虚偽の表示につながるリスクに着眼して、必要な範囲で業務プロセスに係る内部統制を評価

2. 内部統制の不備の区分

内部統制の不備を「重要な欠陥」と「不備」の2つの区分に簡素化(米国では3つに区分)

3. ダイレクト・レポーティング(直接報告業務)の不採用

監査人は、経営者が実施した内部統制の評価についてのみ監査を実施

4. 内部統制監査と財務諸表監査の一体的実施

内部統制監査は、財務諸表監査と同一の監査人が実施。監査で得られた監査証拠は双方で利用

5. 内部統制監査報告書と財務諸表監査報告書の一体的作成

内部統制監査報告書は、財務諸表監査報告書と合わせて記載することを原則

6. 監査人と監査役・内部監査人との連携

監査人は、監査役などと適切に連携し、必要に応じ、内部監査人の業務等を利用